

加東市公共施設の適正化に関する計画

加 東 市

第1章 公共施設の適正化に関する計画の概要

1 公共施設の適正化に関する計画の位置付け

公共施設適正配置計画(以下「適正配置計画」という。)は、平成24年3月に作成した公共施設マネジメント白書(以下「白書」という。)を基本とし、加東市が現状保有している公共施設を将来どのように再配置するかの方針やその適正配置等を推進するための取組概要を、概ね10年を期間として定めるものです(施設区分及び施設ごと)。その内の施設の方針やその考え方、取組概要などを、公共施設の適正化に関する計画(以下「適正化に関する計画」という。)とします。

2 公共施設適正配置の基本方針

公共施設の適正化を進めるに当たって、施設単体の老朽度や効率性をしっかりと見定めることは重要なことですが、施設全体を視点に今後提供するサービスの必要性や内容も考えながら進めることとします。

(1) 地域バランス重視からの転換

旧町の行政区域や学区等、全ての地域にバランスよく配置するといった考え方ではなく、利用状況、維持管理経費、安全上の問題、借地の状況等を勘案し、行政経営上設置効果の低い施設は統合、廃止の対象とします。ただし、防災備蓄倉庫のように提供するサービスの性格によっては、学区等の小地域の範囲で必要な施設もあります。

(2) 複合化¹・多機能化²による施設総量の抑制

施設の多目的な利用等、既存施設の有効活用を視野に、施設の総量を抑制するとともに、新たな市民ニーズに応えるために必要となる施設の規模と機能を確保します。

(3) サービス内容の充実と適正な受益者負担

存続施設については、市民が利用しやすいものとするため、開館時間や開館日等について、柔軟に対応し、利用率の向上を図るとともに、サービス提供に伴う経費と利用者負担を比較し、より適正な受益者負担を求めることとします。

(4) 民間活力の活用

提供するサービスによっては、民間活力を導入することにより一層のサービス向上やコスト削減が図られるものがあると考えられるため、指定管理者制度など民間活力の積極的な導入を行います。

(5) 転用施設の有効活用

現在の機能を廃止し、他用途へ転用する施設については、新たな用途に合わせて、減築³やリノベーション⁴などを行い、より効率的な施設とするとともに存続施設の長寿命化を図ります。

¹ 施設の建替え等の際に二つ以上の機能を、一つの建物に集約すること。

² 一つの空間を利用時間等で分けて、異なる用途により利用すること。

³ 改修などの際に施設の床面積を減らすこと。建物の総重量が減ることにより、耐震性が向上するなどのメリットがある。

⁴ 既存の建物に大規模な改修工事を行い、用途や機能を変更して性能を向上させ付加価値を与えること。

(6) 安全・安心の視点による施設整備

近年、全国的に大規模かつ多様な災害の発生が懸念されることから、施設の統廃合や新設に当たっては、可能な限り避難所や防災備蓄機能など災害時の拠点施設としての機能を備えた施設として整備を進めます。

(7) 公共交通サービスの充実

公共施設の統廃合等が進んだ場合、市民の生活交通体系が大きく変化するため、施設間の距離や交通の利便性等を勘案し、公共施設の適正化とあわせて公共交通サービスの充実を推進します。

第2章 公共施設の適正化に関する計画

この章では、7つの施設区分ごとに、施設の課題や方向性、適正配置の取組概要を定めています。

1 市庁舎等

【施設区分ごとの課題や方向性、適正配置計画期間における取組の概要等】

(1) 市庁舎

市庁舎は、保健センター機能を備えた複合施設として、平成25年12月に竣工し、翌年2月から業務を開始しました。平成26年度には、バス車庫等の整備を行いました。

旧社庁舎は、平成26年度に解体し、その跡地を駐車場(公用車車庫)として再整備しました。

旧滝野庁舎は、北はりま消防組合発足時(平成23年4月)に3階部分を消防本部として有償貸付けを開始し、平成26年4月から2階部分についても同様の貸付けを行っています。

旧東条庁舎は本館及び新館を順次解体し、別館は北はりま消防組合加東消防署東条分署として貸し付けることとしています。

(2) 加東ケーブルビジョン

ケーブルテレビ事業は、公設公営から民間事業者のサービスを活用した運営形態に変更することが決定しており、これまでの事業を大幅に縮小します。

自主放送については、民間事業者のチャンネルを活用し継続して行います。

滝野サブセンター(旧TCC局舎)については、他用途への利活用を図ります。

これまで市で整備し、維持管理していましたケーブル網(総延長1,130km(光ケーブル496km、同軸ケーブル634km))、センター設備及び端末機などは、民間事業者への完全移行後に旧東条庁舎新館にあるサブセンターと共に廃止、撤去を行います。

(3) 加東市民病院

耐震化を含めた計画的な改修により、施設の延命を図ることを基本とします。一部で法定耐用年数を迎える建物があり、施設全体の老朽化が進んでいますが、公的医療機関(2次救急医療機関)としての役割を果たすべく、病院事業の方向性を確立する中で、改築も視野に入れた必要な施設整備を進めます。

(4) 消防本部及び消防署(分署)

合併以前は、加東行政事務組合が所有する土地及び建物でした。

加東行政事務組合の構成町であった加東郡3町が合併したことにより、土地及び建物は、加東市の所有になりました。

その後、消防広域化の流れの中、3市1町(加東市、加西市、西脇市、多可町)を管轄する常備消防組織として北はりま消防組合が平成23年4月に設立されました。協議の中で、現消防署(分署)の土地と建物については、基本的に各市町の所有物を無償で組合へ貸与することになり、消防本部については、合併により未利用となっていた旧滝野庁舎3階(旧議場等)を活用しています。(消防本

部については、有償による貸付け。)

東条分署については、旧東条庁舎の別館を平成27年度に改修の上、移転し、消防署(本署)については、新たな場所(加東市上中地内)での設置が進められています。

2 学校施設

【施設区分ごとの課題や方向性、適正配置計画期間における取組の概要等】

北播磨地域でいち早く全ての学校、幼稚園において耐震化が完了しています。このため、施設の躯体に関しては問題ありませんが、施設の屋根防水や内、外装をはじめ、プールや屋内運動場などの付属施設の修繕や改修が必要となっています。

国立社会保障・人口問題研究所は、本市の年少人口(0歳～14歳)は平成22年(2010年)の国勢調査時点で約5,800人であったのが、今から25年後の平成52年(2040年)には、4,075人と約1,700人減少すると推計しています。

一方、文部科学省では、小中一貫教育の先進的な取組事例の成果を踏まえ、現行の小中学校に加えて、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」を新たな学校種として制度化しました。加東市教育委員会においても、現在の中学校区ごとに小学校と中学校の垣根を越えた系統性・連続性のある教育活動を行うことで、義務教育9年間を通して自立した子どもを育むため、小中一貫教育の推進を決定しました。

(1) 小中学校

市立小中学校の中で、東条中学校の校舎は昭和39年建築で最も古く、既に耐用年数も経過しており、修繕等により長寿命化を図ってきましたが、建替えを視野に検討しました。

この東条中学校の建替えを行う場合に課題になるのは用地の問題です。この用地は地すべり及び急傾斜地崩壊の恐れがある土砂災害警戒区域の中にあり、その危険を回避することが最優先になります。そのためには、万全な安全対策を講じることが不可欠であり、かつ、施設の移設も視野に入れなければなりません。

加えて、将来的な年少人口の減少を見込み、未来ある子どもたちにとってより良い教育環境を整えるため、東条文化会館周辺を適地とし、東条地域小中一貫校を整備することとします。

なお、当面は、現在の東条中学校を適切に維持管理、修繕を行い、安全な教育環境の確保に努めます。

東条地域小中一貫校を設置後、躯体の耐震化が完了している東条東小学校と東条西小学校の校舎や屋内運動場は、東条第一体育館、東条第二体育館、コミュニティセンター東条会館の代替施設や地域コミュニティ活動施設とするなど、東条地域内にある施設の機能を集約の上、転用し、活用を図ります。学校グラウンドについても、住民の皆様が活用できる施設として転用します。

社地域の小学校については、児童数の減少から鴨川小学校に続き、米田小学校が平成27年度から複式学級になりました。一定の集団の中で、社会性を身につけ、義務教育9年間を通して自立した子どもを育むため、社地域においても現社中学校周辺に社地域小中一貫校を開設します。

また、滝野地域においても小中一貫教育を推進するため、校区の撤廃や再編、新たな用地の確保など、教育環境の整備に向けた検討を進めます。

なお、小中一貫校の整備によって生じる通学距離などの通学環境の変化については、スクールバ

スなどを含めた公共交通の取組の中で対応します。

小中一貫校の整備順序については、東条地域、社地域、滝野地域の順を基本としますが、教育委員会との協議を踏まえ取り組むこととし、平成33年度に市内1校の開校を目指します。

小中一貫教育の推進に伴い、既存施設の代替施設や地域コミュニティ活動施設に転用する学校施設については、建物の所有権を含めた維持管理や大規模修繕等の費用負担方法、以後の利用見込みに見合う規模への減築などについて、地域と共に検討・協議、調整します。

なお、現時点では、転用後の学校施設については、市所有の「生涯学習施設」として位置付けます。

社中学校と滝野中学校については、現状の施設を適正に管理し、長寿命化に取り組みます。

(2) 幼稚園(4(1)保育所の項目と一部同内容を記載)

市立の4保育所の定員充足率は、概ね9割以上を確保しており、利用ニーズは高いと考えられますが、一方で市立2幼稚園はここ数年定員の5割程度で推移しています。

年少人口の減少の予測や全国的な幼保一体化の進展、特に幼稚園の大幅な定員割れということから、本市の公立園についても認定こども園化を進め、就学前教育の充実に努めます。

まず、現在の施設において、平成28年度に社幼稚園を幼稚園型認定こども園とし、社保育園、米田保育園、三草保育園を幼保連携型認定こども園とします。

その後、平成31年度に新たな用地(加東市山国地内)に、幼保連携型認定こども園を新設します。

定員を大きく下回っている福田幼稚園は、集団教育の観点から、園児数が1クラス10人を下回る事が2年続く場合や新設する幼保連携型認定こども園が開園する時点において、廃止の上、民間福祉事業者へ譲渡することとします。

なお、既存施設については、子どもの安全を最優先とし、必要最低限の修繕を行っていくこととします。

(3) 学校給食センター

給食センターは市内に複数なく、適正に長寿命化を進めることが重要である施設として、白書の対象外施設として位置付けています。

しかし、運営形態については、現在の公設公営から学校給食の安全性を確保しながら、民間委託等、より効率的な運営に向けた検討を行います。

3-1 生涯学習施設（文化、学習系施設）

【施設区分ごとの課題や方向性、適正配置計画期間における取組の概要等】

(1) 文化会館

現在3館にある3つのホールの総座席数は1,678席で、北播磨近隣3市の平均の約1.3倍、県内の人口3万人から5万人の市町の平均の約1.5倍となり、人口規模の割に大変多い状況です。

3館ともに設置後20年以上が経過しており、経年劣化等による雨漏りが発生し、空調設備並びに舞台設備等の更新の時期はすでに経過しています。3館をこのまま残し、機能を維持するためには大

規模な修繕が必要であり、修繕費用の総額を約17億円と試算しています。

① やしろ国際学習塾

市内3館のうちで、ホール、控室等の部屋数、その他の会議室等の数が一番多く、規模的には最大で、利用者数や利用料金収入についても一番多い館となります。しかし、L.O.C.ホールは舞台構造上開催可能な催しは限定されます。

② 滝野文化会館

3館のうち設置が最も古く、規模的にも小さいですが、市民の文化サークルの発表会など小規模の催しには適しています。

③ 東条文化会館

ホールや舞台の構造上は、3館の中では一番「ホールらしいホール」と位置付けられ、日本木管コンクールなど特色ある催しを開催しています。しかし、簡易な修繕では対応できない大規模な雨漏り、外壁の剥離などが発生しています。

これらのことから、開催できるイベントに制約はあるものの、やしろ国際学習塾を加東市の文化会館として存続し、大規模な修繕や設備の更新を計画的に実施しながら、引き続き指定管理者制度等により「加東市の文化発信の拠点」として適正かつ効率的に管理運営することとします。

また、滝野文化会館については、小規模な催しや発表会、講演会などに適しており、文化会館ではなく、生涯学習施設として規模相応の催しにより運用することとします。そのため、滝野文化会館についても、計画的な修繕を行います。

東条文化会館については、当面はNPO等による新たな運営により、施設の特性を活かした事業展開を目指します。施設修繕については、安全上必要なものを優先し、躯体等の大規模な改修が必要となる場合は、その時点で使用を停止します。NPO等による新たな取組については、一定期間経過後に評価・検証を行い、その後の運営方針について決定します。

また、当該用地の約9割を占める借地については、市が取得し、公有財産として管理すべきものであることから、その解消を進めます。

(2) 図書館

現在、図書館法に基づく4つの図書館がありますが、文化会館同様、近隣や同規模の市町と比較しても、人口規模4万人の市で4館を保有していることは、極めて多い状況にあります。それにより、蔵書数や開架面積においても、近隣より多く、市民や地域住民の知的欲求に対し、高い水準で応えているともいえます。

図書館法第17条では、「公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。」と規定されており、原則無料となっています。これは、国民の知る権利や教育を受ける権利を保障するためなどと解されていますが、無料であるからこそ、図書館サービスをどの水準まで市民に提供するかを見定めることが重要になります。

これらを踏まえ、中学校区に1館の体制を維持することとします。

社中学校区には中央図書館とやしろ国際学習塾内の図書・情報センターの2館があるため、規模の小さい図書・情報センターを返却ポストのみを残して廃止とし、施設はL.O.C.ホールのリハーサル室等に転用します。

4館体制を3館体制にすることにより、開館時間の延長や開館日数を拡大することなどが可能となり、市民にとってより便利で使いやすい図書館とします。

(3) 公民館、コミュニティセンター等

① 公民館

3地域にある公民館については、公民館機能を維持しつつ、行政と地域を繋ぐ拠点施設として、存続します。

なお、東条公民館は昭和50年以前の旧耐震基準により設置されているため、東条福祉センターとどろき荘(縮小、存続)の宿泊施設部分を転用の上、公民館機能を移設し、廃止、取壊しとします。

② コミュニティセンター等

さんあいセンターは、引き続き滝野中学校の格技場として活用し、サークル活動においては、より自主的な運営や利用を促していくこととし、存続とします。

社コミュニティセンターについては、現在の利用実態が主に神戸新聞社や少数のサークルの利用にとどまっており、現在入居している民間事業者を基本に民間もしくは地域に譲渡します。

コミュニティセンター東条会館は、現小学校校舎を転用し、コミュニティセンターとして利活用することから、その時点において廃止します。

明治館については、旧郡役所としての文化財的施設として存続し、適切に管理します。

(4) その他の生涯学習施設

加古川流域滝野歴史民俗資料館は存続とし、埋蔵文化財資料の展示・収蔵も併せて行う施設として展示物の集約を図ります。しかし、経年劣化などによる大規模修繕が発生した際は、費用対効果の観点から廃止等の判断を行います。

三草藩武家屋敷旧尾崎家は、郷土の重要な歴史的及び文化的遺産として保存、活用する施設として存続します。

東条健康の森は、利用者が限定的、かつ、その数も少なく、山小屋での宿泊ができないため廃止、取り壊すこととし、キャンプ場機能をやしる鴨川の郷キャンプ場に集約します。

(5) JR駅の交流施設

JR駅の交流施設は、より良い利活用が優先する施設であるため、白書の対象外施設として位置付けています。

(6) 地域コミュニティ活動施設等

既存施設の代替施設や地域コミュニティ活動施設に転用する学校施設等については、現時点では、市所有の「生涯学習施設」として位置付けます。

今後、利用規模に見合う規模への減築や建物の所有権を含めた維持管理主体、その方法などについて、地域と共に検討・協議、調整します。

3-2 生涯学習施設（社会体育施設）

【施設区分ごとの課題や方向性、適正配置計画期間における取組の概要等】

体育施設は、スポーツ基本法により「国及び地方公共団体は、国民が身近にスポーツに親しむことができるようにするとともに、競技水準の向上を図ることができるよう、スポーツ施設の整備、（中略）その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。」と規定されています。

存続する施設については、市内体育施設全体を指定管理者制度の採用や民間活力の導入、また、適正な利用者（受益者）負担を求めることなど、様々な方策により効率的な運営を行います。

(1) 屋内体育施設（体育館等）

市庁舎の建設用地となった社中央体育館は平成24年に取り壊し、東条東体育館は老朽化などから同じく平成24年度に用途を廃止しており、現在、屋内体育施設は6館となっています。

① 滝野総合公園体育館（スカイピア）

平成16年に設置した市内最大の体育館であることから、利用者数、利用料金収入ともに最も高い水準にあります。施設が大規模なため維持管理経費についても他施設に比べ高額になっています。設置後11年を経過することなどから、劣化度合いの確認や定期的なメンテナンスを行いながら、計画的な施設の長寿命化を図ります。

② 滝野体育センター

地理的にスカイピアとの重複感があるものの、最も効率的な運用を行っている施設であるため、存続し適正に管理します。

③ 社第一体育館

市庁舎建設により廃止となった社中央体育館の代替施設となったことにより、利用者数は飛躍的に伸びていますが、利用料金収入については、減免対象者の利用が増えたため、大きな伸びにはつながっていません。施設の規模は、社武道館を除けば最小の施設面積となりますが、施設規模の割に利用ニーズが高いため、存続とします。

④ 東条第一体育館

東条第一体育館は、利用者数については若干の増加が見られるものの屋内体育施設のうち唯一、旧耐震基準により建築された施設（昭和53年設置）で、経年による劣化も進んでおり、用地についても借地を含んでいます。そのため、東条地域小中一貫校の開校後、現小学校施設を一般利用向けに転用し、その時点をもって廃止します。

⑤ 東条第二体育館

東条地域小中一貫校の開校後、現小学校施設を一般利用向けに転用し、その時点をもって廃止します。

⑥ 社武道館

屋内体育施設の中で唯一の本格的武道場であり、他施設と利用用途が異なるため存続とし、計画的なメンテナンスを実施します。

(2) 屋外体育施設（グラウンド等）

屋外体育施設（グラウンド）は、それぞれの競技に特化した施設（野球場（社第三グラウンドソフトボール場を含め4施設）、テニスコート（12面、やしろ鴨川の郷4面を合わせると16面）など）と、多目的グラウンドに大別できます。

特にテニスコートは、都市部と比べ使用料が安価なため、市外利用者の割合が高くなっています。

① 社第一グラウンド

多目的グラウンドとしては、小規模なため利用用途が限定され、福田小学校運動場と近接していることなどから、学校施設の有効活用を前提として廃止し他用途へ転用します。

また、テニスコートについては、安定的な利用ニーズがあるものの、他のテニスコートと比較すると、コートの面数や利用状況(1面当たりの利用者数)は低いため、廃止とします。

② 社第二グラウンド

硬式野球ができる施設で、利用者の固定化という課題がありますが、中学硬式野球クラブチームの活動拠点となっています。

また、テニスコートが4面あり、利用者数は滝野総合公園テニスコートと同程度の利用があるため、存続します。なお、用地の大半が借地という課題もあるため、借地解消に向けた取組を進めます。

③ 社第三グラウンド

ソフトボール場とサッカー場があり、サッカー場は多目的に使用が可能のため、利用者数は比較的高い水準となっています。

また、ソフトボール場は、ソフトボール、少年野球に特化した市内唯一の施設であるため、適正に維持管理する施設として存続します。

④ グリーンヒルスタジアム

用途は軟式野球やソフトボールに限定されますが、本格的な野球場として、少年野球、中学野球、社会人野球の地区大会や県大会の会場として広域的に利用されていることから、存続とし、適正に維持管理します。

⑤ 滝野総合公園多目的グラウンド

ナイター設備を完備したテニスコート(4面)や多目的グラウンドなど、市の体育施設の中核的な機能を有する施設として、サッカー、ソフトボール、野球、アーチェリーなど幅広く利用されており、市内で一番の稼働率を誇る施設であるため、適正に維持管理していく施設とします。

⑥ 東条グラウンド

用地自体が借地で、グラウンド利用者も減少傾向にありますが、少年野球等での利用が継続的に行われています。

テニスコートも併設されていますが、老朽化したハードコートのため、利用者は他のテニスコートに比べ極端に少ない状況です。

このため、借地を解消した上で、テニスコートは廃止し、グラウンド本体は利用率の向上を図りつつ、存続とします。

⑦ 東条野球場

練習程度の硬式野球ができる施設で、ナイター設備のある野球専用グラウンドです。利用者数については、少年硬式野球チームの定期的な利用により増加していますが、利用者は限定的になっています。

一方、設置の経緯が、兵庫県による近隣ゴルフ場の開発指導の中で整備された後、旧東条町に帰属したものであり、現状では施設自体の廃止は困難です。

しかし、ナイター設備が維持管理費の増大を招いており、利用者も限定的であることから、照明設備のみを廃止し、その後の収益率等の向上を図りつつ維持する施設として存続とします。

⑧ 東条健康の森スポーツ広場

利用者数については、微増となっていますが、小規模なグラウンドで利用も限定的となっています。

一方、設置の経緯が、東条野球場同様、近隣ゴルフ場の開発指導の中で整備された施設であり、多額の維持管理経費を要していないため存続とします。

4 保健福祉施設

【施設区分ごとの課題や方向性、適正配置計画期間における取組の概要等】

(1) 保育所(2)幼稚園の項目と一部同内容を再掲)

市立の4保育所の定員充足率は、概ね9割以上を確保しており、利用ニーズは高いと考えられますが、一方で市立2幼稚園はここ数年定員の5割程度で推移しています。

年少人口の減少の予測や全国的な幼保一体化の進展、特に幼稚園の大幅な定員割れということから、本市の公立園についても認定こども園化を進め、就学前教育の充実に努めます。

まず、現在の施設において、平成28年度に社幼稚園を幼稚園型認定こども園とし、社保育園、米田保育園、三草保育園を幼保連携型認定こども園とします。

その後、平成31年度に新たな用地(加東市山国地内)に、幼保連携型認定こども園を新設します。

その時点において、社保育園及び三草保育園は貸付けを含めた転用や譲渡をすることとし、米田保育園及び鴨川保育園は社地域小中一貫校整備に併せて地域と活用を協議し、一貫校開校時に用途廃止とします。

なお、既存施設については、子どもの安全を最優先とし、必要最低限の修繕を行っていくこととします。

(2) 児童館

児童館は、地域において児童に健全な遊びを与えることにより健康を増進するとともに、情操を豊かにすることを目的とした児童福祉施設で、社地域には社児童館「やしるこどものいえ」を、滝野地域には滝野児童館(きらら)を設置しています。

児童館は18歳未満の児童を対象とした施設です。現在実施している事業は、未就学児親子、小学生親子、小学生及び中学生を対象とした遊び場の提供や親子活動、ひろば活動、子育て相談が中心になっています。

また、どちらの児童館も比較的新しく、規模も同程度の施設ですが、利用者数はやしるこどものいえが多い状況です。

児童館は、児童福祉法で設置が義務付けられた施設でないことや、利用者が図書館などとは異なり相当限定的です。さらに、利用者負担を求める施設ではないため、厳しい財政状況の中で、施設を廃止する自治体も出てきています。

これらのことを踏まえ、利用者数は年度による増減はあるものの、安定的に利用されており、今後も子育てに関する包括的な相談・援助などの新たな支援への対応を含めて、地域の子どもの健全育成と子育て支援の拠点としての機能を充実するとともに、費用対効果の点検・評価、検証を行いなが

ら、適正に管理する施設として2館を存続します。

なお、現在、社児童館「やしろこどものいえ」の事業の一部を東条公民館内で東条鯉こいランドとして実施していますが、新たに南山地区内に設置する南山活性化支援施設(仮)内に東条鯉こいランドを移設します。

(3) 福祉センター等

市内の福祉センター等は、デイサービスセンター機能を含め、指定管理者制度により加東市社会福祉協議会が管理運営を行っています。

将来人口の推計において、本市の65歳以上の人口は、平成22年度を基準として、平成52年(今から25年後)には約2,500人増加すると予測されています。高齢者人口の増加は、福祉関連予算やデイサービスセンター等福祉関連施設の整備や配置にも影響を与えるため、施設の適正配置の検討においては、特に担い手となり得る民間事業者の状況などを踏まえて行いました。

その結果、社福祉センターについては、市内全域にわたる福祉全般の中心的施設として適正な維持管理、運営に努めます。

ラポートやしろは、障害者を受け入れる民間事業者が不足しており、今後においても、引き続き市がサービスを提供する必要があるため、存続とします。

また、滝野福祉センターはびねす滝野、東条デイサービスセンターについては、市が行うデイサービス事業としての用途を廃止し、普通財産として施設を加東市社会福祉協議会へ貸し付けた上で、デイサービス事業を引き継ぐこととします。

東条福祉センターとどろき荘は、とどろき荘運営審議会での審議結果を踏まえ、温泉施設の縮小を行い、宿泊施設部分については、集会施設(公民館機能)へ転用し、施設の複合化を図ることにより存続することとします。

今後、収支バランスの取れた事業運営を図るため、数値目標を設定し、一層の維持管理経費の削減とともに利用料収入の増加に努めます。

なお、一定の期間において収支の改善が見込まれない場合は、当該施設は廃止します。

ケアホームかとうについては、加東市民病院の組織として、病院経営の転換(入院・外来診療中心から、入院・外来診療と在宅ケアを重視した地域医療の構築)により、在宅復帰を第一義とする併設施設とすることから存続し、引き続き適正な維持管理、運営を行います。

(4) アフタースクール施設

白書作成時点においては、4つのアフタースクール施設がありましたが、各施設に環境差があり、その解消を優先するため、白書の対象外施設と位置付けています。

なお、主に東条東小学校児童を対象とした東条東アフタースクール(東条東げんきクラブ)が平成25年3月に新たに完成し、運用を開始しています。

(5) 保健センター

白書作成時点においては、庁舎統合に伴い新たに整備予定であったため白書の対象外施設と位置付けていました。

旧保健センターを取り壊し、その用地に市庁舎を整備し、その2階に保健センターを配置しました。

(6) 病児・病後児保育施設

民間事業者が行っていない病児保育について、加東市民病院や小野市加東市医師会と連携して実施するため、市民病院の敷地内に院内保育機能を併せ持つ病児・病後児保育施設を併設します。

5 観光、産業振興施設

【施設区分ごとの課題や方向性、適正配置計画期間における取組の概要等】

観光施設(やしろ鴨川の郷、滝野交流保養館(滝野温泉ぼかぼ))については、特に収益性が重視され、一つの目安が収支ライン(使用料等から指定管理料等を差し引いた額)です。

現在、2施設ともそれぞれの指定管理者により管理運営(現協定は平成28年3月末満了)がされていますが、各施設が収支ラインを下回るなどの課題を抱えながらも、経営改善に努め使用料の増収を目指している状況です。

これらを含め、観光、産業振興施設5施設については、各設置目的における中核的施設であるため存続としていますが、それぞれの課題を克服するために、時代ニーズに合った利用目的を検討することや経営改善に向け、抜本的な改革を行います。しかし、大幅な収支改善等効率的な経営が見込めないと判断した場合は、廃止することとします。

(1) やしろ鴨川の郷

やしろ鴨川の郷においては、一部施設は築後16年が経過し、修繕費用が増大していることもあって、市の収支バランスが直近3か年(平成23年～平成25年)では1,800万円から3,000万円の幅での赤字となっており、平成26年度における収支についても、2,600万円の赤字決算となっています。

このような状況の中、継続して施設を運営するに当たり、しばらくの間テナントの撤退により休業していたレストランの再開を機に、近接する「加東神山」を低山ハイクや登山の対象として資源開発し、その拠点施設とすることなど、施設利用の活性化に取り組みます。

(2) 滝野交流保養館(滝野温泉ぼかぼ)

滝野温泉ぼかぼの収支バランスは、平成21年度を境に赤字となっています。

平成25年度から、営業日数や営業時間を増やす工夫など、一層の集客に努めた結果、平成25年度の入館者数及び売上総額は、黒字経営であった平成17年度レベルまでに回復しています。

しかしながら、当該施設は、建築後15年が経過し、平成23年度以降、源泉設備などにおいて修繕を実施しており、今後もさらに大規模な修繕が見込まれることから、さらなる収入の確保が課題となっています。

今後、温泉施設設備等の計画的な修繕を行う一方で、利用優待プラン等による誘客活動を積極的にを行い、5年後に入館者数200,000人(対平成25年度比約1割増)、売上1億円(同1割増)を目指すとともに、さらなる経費の削減に取り組みます。

(3) 滝野産業展示館(滝野にぎわいプラザ)

滝野産業展示館は、施設内の限られたスペースに、福祉(認知症対策)と観光、滝野工業団地

企業製品コーナーがありますが、施設全体の有効利用が図られていない状態となっています。

また、同一敷地内には商業店舗5店があり、敷地前面には幹線道路が通過しており、国道372号との交差部からも近距離にあることから、福祉及び工業団地企業の協力や理解を得ながら、利用者ニーズを見極め、集客の向上に努めます。

(4) 内水面関連知識普及教育施設アクア東条

アクア東条は、教育展示施設(環境学習の拠点)の位置付けとして、入館無料としていますが、冬季の平日入館者が少ないことや、隣接する大型集客施設である東条湖おもちゃ王国との連携が不十分なため、平成26年度の入館者数は平成18年度の16,830人と比較すると、約68%の11,378人となり、入館者数が減少しています。

このため、当施設を環境学習の活動拠点として、兵庫県を中心に「東条川疏水ネットワーク博物館」事業と連携するとともに、東条川疏水に係る学校教育副読本を作成するなど、水辺の教育施設としての機能を高めます。

施設改修に関しては、建物が築26年を経過し、大規模な補修工事として、屋根部分の塗装の全面改修など、早期対応の必要があります。

(5) 産地形成等促進施設・道の駅とうじょう

道の駅とうじょうは、レストラン及びコンビニエンスストアの各部門について、営業日数増と営業時間の延長や販売品目の種類を増やすなど、ここ数年に取り組んできた経営努力の成果が徐々に現れてきており、安定した経営状態が維持できるまでになりました。

また、農産物直売所についても、地元産野菜を中心に、豊富な品揃えと高品質の維持に努めた結果、大幅な収益の増加につながっています。

一方、特産館については、リスクの少ない委託商品販売方法を採用していますが、地元産色が薄いなどの理由により、売り上げが伸び悩んでいます。

今後、各部門の経営の安定を図るため、特産館においては、売り場環境の改善を図るため、「温かい(明るい)」をコンセプトに、内装及び売り場配置の見直しを行い、取り扱い商品についても、地元色を前面に出した内容とし、加工施設(駅弁、パン、ジェラート等)の設置などを検討します。

(6) 南山活性化支援施設(仮)

南山地区の早期熟成を図るため、地区内に活性化支援施設を設置することとし、整備に当たっては適切な方法を検討します。

6 環境衛生、防災施設

【施設区分ごとの課題や方向性、適正配置計画期間における取組の概要等】

(1) 環境衛生施設

上中埋立処分場及び藪残土処理場は、より良い利活用が優先する施設であるため、白書の対象外施設として位置付けています。

一般廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により市に処理責任があり、自区

域内処理が原則です。また、最終処分場を設置していることにより、不法投棄防止の効果もあります。

一方、上中埋立処分場及び藪残土処理場とも容量には限りがあり、新たな整備を行うにも用地取得や周辺住民の合意形成、環境への負荷など多くの課題があります。

このため、市民、事業者、行政の協働により、ごみの排出抑制や、さらなる減量化・再資源化を推進し、最終処分量を減らし、施設の延命化を図るとともに、環境保全に留意した埋立処分を行っていきます。

また、埋立が完了した区域については、安全、適正な維持管理を行い、地域との協議、調整を図りつつ、土地を有効に活用していくこととします。

(2) 防災施設

防災備蓄倉庫は、被害想定 of 修正等、今後増加する備蓄量への対応が優先するため、白書の対象外施設として位置付けています。

しかしながら、既存の備蓄倉庫については、規模の大小や設置場所が河川の近くにあるなど、地域によって差があります。

今後、適正配置計画を基に公共施設の配置を再編するため、統合や新設する施設、また統合によって空く施設などに、避難場所及び防災備蓄品の保管機能を持たせることを踏まえて整備を進めます。

施設ごとの方向性として、中央防災備蓄倉庫は、市内の総合的な防災拠点として、また、社地域の防災備蓄倉庫(社・福田・米田・上福田・鴨川)は、小学校区単位の防災拠点として配置しており、今後もその機能を継続する必要がありますが、滝野地域及び東条地域には、防災拠点施設の配置が不十分な状況であるため、再配置検討の必要があります。

滝野地域の防災施設のうち、河高防災備蓄倉庫は、河川氾濫の恐れの高い場所にあるだけでなく、中国自動車道敷地内の占用物件であり、電気の引き込み等の許可が得られないため、現倉庫を廃止の上、指定避難所となっている滝野南小学校への防災備蓄倉庫の設置を進めます。

また、北野防災備蓄倉庫は、水道事業会計の資産を使用している状況にあるため、権利区分を明確にする手続きを進めつつ、将来的に滝野地域の学校施設を統廃合する際に、避難所となる学校施設に防災備蓄倉庫を併設します。併設後の現倉庫は、本来の水道事業会計の資産として整理します。

東条地域では、旧東条庁舎の車庫の一部を、防災備蓄倉庫として活用しており、今後も地域の中核的な防災拠点として利用を図りつつ、東条地域で小中一貫校を新設する際に、現学校施設のコミュニティ施設化を図り、防災備蓄倉庫を新たにまたは転用により併設します。

7 市営住宅

【施設区分ごとの課題や方向性、適正配置計画期間における取組の概要等】

白書においては、公営住宅等長寿命化計画で、市営住宅のあり方や方向性を示すため全てを白書対象外にしています。

適正化に関する計画では、公営住宅等長寿命化計画に定めている内容を基本に、改めて記載してい

ます。

公営住宅制度は、戦後復興期における住宅ストック量の絶対的な不足の解消を果たすものとして創設され、公営住宅法に基づき、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を住宅困窮者に供給することにより、国民の居住の安定に大きな役割を果たしてきました。

その後、住宅市場の充実に伴い、量の確保よりも質の向上に重点を置いた住宅施策を展開し、住宅市場を補完する住宅セーフティネットとして、真に住宅に困窮する低額所得者に対してより公平かつ的確に供給されるよう、制度の充実が図られています。

そうした中で、全団地(18団地)のうち、建替えが決定している小元団地、用途廃止としている光明寺団地、春日団地、下滝野団地及び森尾団地を除き存続とした団地は、平成28年度から年次的に修繕を行い、長寿命化に努めていきます。

なお、駐車場のない平安団地、岩の花団地、藪団地については、一部を取り壊し、駐車場整備などの用地を確保します。

現在、市が直接設置している市営住宅の戸数は391戸ですが、概ね20年後を目途に337戸を目指し、現入居者と十分な調整を図った上で、真の住宅困窮者に対して、住宅を提供するため、適正配置を進めます。

※個別の計画では、家原団地の北と南を合わせて1つの団地として、全17団地と記述していますが、白書及び適正配置計画においては、敷地が離れているなどの理由から家原(北)団地、家原(南)団地として別個に標記し、全18団地として記述しています。